

# 中小企業エネルギーコスト削減助成金 交付規程

令和4年 7月15日 制定  
令和4年 8月 1日 改正  
令和4年10月 3日 改正  
令和4年12月16日 改正

【代表団体】長野県中小企業団体中央会  
<長野県中小企業GX推進事務局>  
一般社団法人長野県経営者協会  
長野県中小企業団体中央会  
一般社団法人長野県商工会議所連合会  
長野県商工会連合会

## (目的)

第1条 この規程は、中小企業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第22条第4項の規定に基づき、一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会及び長野県商工会連合会（以下「産業支援団体」という。）により構成される長野県中小企業GX推進事務局（以下「事務局」という。）が行う、中小企業エネルギーコスト削減助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、代表団体は長野県中小企業団体中央会とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業 県内に本社所在地（法人税の納税地〔本店又は主たる事務所の所在地等〕であり、個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する中小企業者等
- (2) 中小企業者等 中小企業支援法 第2条第1項第1号から第4号で規定する会社、個人及び組合（主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業を除く）、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律で規定する酒類業組合・連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律で規定する生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合法で規定する商店街振興組合、職業能力開発促進法第13条で定める認定職業訓練を実施する事業主等（職業能力開発促進法第13条で規定する事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行っている者）
- (3) 対象設備 助成金の対象となる設備であり、設備区分（空調・換気設備、照明

設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備〔断熱ガラス及びサッシに限る〕、発電設備〔太陽光パネル及び付属設備であって出力1kW以上50kW未満に限る〕に該当するもの。

### （交付の対象）

第3条 事務局は、県内中小企業が省エネによるコスト削減を図り、収益構造の改善を促進するために対象設備の更新・新設（以下「助成事業」という。）を行う次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「助成事業者」という。）に対して、助成事業の実施に必要な経費のうち、助成金の交付の対象として事務局が認める経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

- （1）県内に本社所在地（法人税の納税地〔本店又は主たる事務所の所在地等〕）であり、個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する中小企業者等であること。
- （2）対象設備の更新・新設を実施する建物等（建物等における事業内容が日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定される性風俗関連特殊営業でないもの。）を県内に有していること。ただし、認定職業訓練を実施する事業主等にあつては、職業能力開発促進法施行規則第9条で定める普通職業訓練の長期間の訓練課程（普通課程）の訓練に供する施設に限る。
- （3）対象設備の更新・新設により、エネルギーコストの削減計画を有していること。
- （4）長野県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

2 対象経費は、対象設備の更新・新設に要する工事費及び処分費を含み令和4年7月1日から令和6年1月31日までに更新・新設（発注・納品・支払が完了）した経費（税抜き）とする。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、対象経費から控除する。

- 3 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備〔断熱ガラス及びサッシに限る〕は、更新（代替を含む）のみを助成金の交付の対象とする。
- 4 エネルギー管理設備、発電設備〔太陽光パネル及び付属設備であって、出力1kW以上50kW未満に限る〕は、新設のみを助成金の交付の対象とする。
- 5 県内中小企業が助成事業と同一内容の事業について、他の公的団体（国・県等）が実施（国・県等以外の機関が、国・県等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する補助制度等（ただし、助成金に上乗せする制度を除く）で対象としている経費は、交付の対象外とする。
- 6 対象設備の更新・新設に要する経費のうち、リース料、保証料等の設備取得に付随する経費及び中古設備の取得等に関する経費は、交付の対象外とする。

#### （補助率等）

第4条 補助率、補助下限額及び上限額は、別表のとおりとする。

#### （事業計画等の提出）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、原則として助成事業の実施前に事業計画書（様式第1号）、対象設備確認書（様式第2号）、助成要件確認書（様式第3号）、中小企業エネルギーコスト削減等計画書（様式第4号）、長野県へ提出した県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条に規定する事業活動温暖化対策計画書の写し（条例で提出が義務付けられている事業者及び従業員数21人以上の助成事業者に限る）及びその他の必要書類を事務局へ提出し、事務局から助成事業の確認を受けなければならない。

- 2 助成事業者は、効果的な事業実施のため、第1項の確認前に助成事業を実施する場合は、あらかじめ事務局へ事前着手届（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、届出により、助成金の交付が確約されるものではない。

#### （事業計画の変更等）

第6条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更事業計画書（様式第6号）を事務局へ提出し、事務局から助成事業の確認を受けなければならない。

- （1）対象経費の総額の2割を超える変更をしようとするとき。
- （2）助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。

- 2 助成事業者は、助成事業を中止しようとする場合は、あらかじめ事務局へ事業計画中止届（様式第7号）を提出しなければならない。

#### （交付の条件）

第7条 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

- (1) 助成事業者は、この規程、法令、助成金の事業計画の内容等に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- (2) 助成対象者は、事務局が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等の内容が事業計画の内容等に適合しないと認めるときは、事務局の指示に従うこと。
- (3) 助成事業者は、事務局が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的又は事業計画に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。
- (5) 助成事業者は、導入後1年間のエネルギーコスト等の削減実績について、助成事業の終了後14か月経過した日までに、事務局の指示に従い、中小企業エネルギーコスト削減等実績報告書（様式第8号）を提出すること。

#### **（交付申請及び実績報告等）**

第8条 助成事業が完了し助成金の交付を申請しようとする助成事業者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（様式第9号）、助成要件確認書（様式第3号）、更新前設備の廃棄証明書（様式第10号）及びその他の必要書類を期日までに事務局へ提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、事務局が実施する書類の審査及び現地調査等により、申請書類の是正を指示された場合は、速やかにこれに応ずること。

#### **（交付決定及び額の確定等）**

第9条 事務局は、交付申請者から交付申請及び実績報告があった場合には、当該申請及び報告に係る書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の実施結果が事業計画の内容等に適合し、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書により、交付申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 事務局は、交付決定及び額の確定の通知に際して、必要な条件を付すことができるものとする。また、助成金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して、その旨を交付申請者に通知するものとする。

#### **（申請の取下げ）**

第10条 第9条第1項の規定による助成金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、当該

通知に係る助成金の交付決定及び額の確定の内容、又はこれに付された条件に対して不服があり当該申請及び報告を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に取下げ届出書（様式第11号）を事務局に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第11条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第9条第1項の規定による助成金の交付決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1）助成事業者が、法令、この規程又は法令若しくはこの規程に基づく、事務局の処分若しくは指示に違反した場合。
- （2）助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- （3）助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- （4）前各号に掲げる場合のほか、交付決定及び額の確定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- （5）助成事業者が、交付の要件を満たさなくなった場合。

2 事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは速やかに助成事業者に通知するものとする。

3 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて徴求するものとする。

5 事務局は、助成事業者が返還すべき助成金を第3項の規定により事務局が通知した納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴求するものとする。

#### （助成金の精算払）

第12条 事務局は、第9条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第12号）を事務局に提出しなければならない。

#### （助成事業の経理等）

第13条 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類（電磁的記録を含む）を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了した日又は助成事業の中止の届け出があった日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

#### (助成事業の成果報告)

第14条 助成事業者は、事務局の指示に従い、助成事業の成果について報告しなければならない。

#### (取得財産等の管理等)

第15条 助成事業者は、対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第13号）を備え管理しなければならない。

3 助成事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項に定める交付申請書兼実績報告書に取得財産等明細表（様式第14号）を添付しなければならない。

4 事務局は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。

#### (取得財産等の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第15号）を事務局に提出して承認を受けなければならない。

4 前項の承認をする場合において、事務局は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。

#### (立入検査)

第17条 助成事業者は、事務局又は県及び国が必要に応じて行う、立入検査に協力すること。また、この検査により、返還命令等の指示が出された場合においては、これに従うこと。

#### (その他必要な事項)

第18条 事務局は、助成事業の実施に当たって、助成事業者から提出され、又は知り得た営

- 業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定めるものとする。この場合において、当該業務に従事する職員及び事務局が業務契約等を締結するすべての者に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定めるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、事務局が別にこれを定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、令和4年7月15日から施行し、長野県令和4年度6月補正予算から適用する。
- 2 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年10月3日から施行し、長野県令和4年度9月補正予算から適用する。
- 4 この規程は、令和4年12月16日から施行する。

(別 表)

対象設備の設備区分	補助率	補助下限額及び上限額
空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備 [断熱ガラス及びサッシに限る]	対象経費150万円以下 2 / 3 以内  対象経費150万円を超える部分 1 / 2 以内	補助下限額：50万円 補助上限額：500万円
発電設備 [太陽光パネル及び付属設備であって出力1 kW以上50 kW未満に限る]	出力1 kWあたり4万円以内	